

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

日弁連総第56号

2010年(平成22年)8月31日

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健 児

勧 告 書

当連合会は、別紙申立人等目録記載の各申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

申立人らは、別紙申立人等目録記載の勤務先から、同目録記載の年月日に解雇され、又は免職若しくは退職勧告の処分を受けた者であるが、これら解雇、免職及び退職勧告の措置は、いわゆる「レッド・パージ」として申立人らが共産黨員又はその同調者であることを理由になされたものと認められる。

これは、申立人らの思想・良心の自由及び結社の自由を侵害するとともに同人らを処遇上差別した重大な人権侵害行為であった(日本国憲法19条・21条1項・14条1項、世界人権宣言2条1項・7条・18条・20条1項)。申立人らは、これら解雇等の措置によって、申立人らに非があるかのように取り扱われてその名誉を侵害されたばかりでなく、生活の糧を失うことによって苦しい生活を強いられるなど、生涯にわたる著しい被害を被ってきた。

このような人権への侵害は、当時わが国が連合国最高司令官総司令部(GHQ)の占領政策の下にあり、GHQの指示や示唆があったとはいえ、いかなる状況下においても許されるものではないばかりでなく、当時から日本政府も自ら積極的にその遂行に関与し、又は支持して行われたものであると認められ、さらに1952年に平和条約が発効した後は、日本政府として申立人らの被害回復措置を容易に行うことができたにもかかわらず、今日までこれを放置してきたのであって、これらに対する国の責任は重い。

よって当連合会は、国に対し、申立人らが既に高齢であることを鑑みて、可及的速やかに、申立人らの被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する。

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

申立人等目録

	氏名	(年齢)	勤 務 先	解 雇 等 年 月 日
1	A 1	(90)	関東配電株式会社	1950年8月26日
2	A 2	(81)	同上	同上
3	A 3	(81)	同上	同上
4	A 4	(81)	同上	同上
5	A 5	(81)	同上	同上
6	A 6	(87)	同上	同上
7	A 7	2008年逝去	同上	同上
8	A 8	(80)	同上	同上
9	A 9	(85)	日本発送電株式会社	同上
10	A 1 0	(81)	関東配電株式会社	同上
11	A 1 1	(86)	同上	同上
12	A 1 2	(80)	日本発送電株式会社	同上
13	A 1 3	(86)	関東配電株式会社	同上
14	A 1 4	(81)	同上	同上
15	A 1 5	(83)	同上	同上
16	A 1 6	(83)	同上	同上
17	A 1 7	(83)	同上	同上
18	A 1 8	(83)	同上	同上
19	A 1 9	(83)	日本発送電株式会社	同上
20	B 1	(84)	日本国有鉄道	1950年11月10日
21	B 2	(84)	同上	1950年10月31日
22	C	(87)	中央气象台	1950年11月7日
23	D	(83)	V 1 株式会社	1950年7月27日
24	E	(81)	Z 1 株式会社	1950年10月30日
25	F	(89)	東京都	1950年2月13日

※本報告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

レッド・ページによる解雇に関する
人権救済申立事件
調査報告書

2010年8月19日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

調 査 報 告 書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告します。

事件名 レッド・パージによる解雇に関する人権救済申立事件
(2006年度第10号, 2007年度第4号)
受付日 2006年5月2日, 同年10月12日, 2007年4月11日
申立人 A1ほか24名
相手方 国, アメリカ合衆国

勧 告 の 理 由

目 次

- 第1 申立ての概要及び調査の経過
 - 1 申立ての趣旨
 - 2 申立ての理由と解雇者側の回答
- 第2 レッド・パージの歴史的経過と政府の対応
 - 1 本件の論点とレッド・パージの経過
 - 2 レッド・パージの全体像
 - 3 レッド・パージに至る歴史経過
 - 4 行政整理・企業整備中でのレッド・パージ
 - 5 教育機関におけるレッド・パージ
 - 6 共産党に対する直接規制—幹部追放・アカハタ発行停止
 - 7 レッド・パージの本格展開と拡大
 - 8 小括—日本政府の立場と役割
- 第3 日発及び関東配電に関する事実認定・判断
 - 1 日発及び九配電会社における大量解雇に至る経緯
 - 2 電産関係申立人らの経歴
 - 3 電産関係申立人らの解雇の状況
 - 4 電産関係申立人らの解雇後の状況
 - 5 レッド・パージによる解雇か—総論
 - 6 レッド・パージによる解雇か—各論
- 第4 日本国有鉄道に関する事実認定・判断
 - 1 日本国有鉄道におけるレッド・パージの状況
 - 2 申立人B1について

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

- 3 申立人B 2について
- 第5 気象台に関する事実認定・判断
 - 1 申立人Cの経歴
 - 2 解雇の状況
 - 3 解雇後の状況
 - 4 レッド・ページによる解雇か
- 第6 都立高校に関する事実認定・判断
 - 1 東京都における教員レッド・ページ
 - 2 申立人Fの就職から退職に至るまでの経緯
 - 3 解雇後の状況
 - 4 レッド・ページによる解雇か
- 第7 V 2株式会社に関する事実認定・判断
 - 1 経歴
 - 2 組合活動
 - 3 解雇の経緯
 - 4 解雇後の状況
 - 5 レッド・ページによる解雇か
- 第8 Z 1株式会社に関する事実認定・判断
 - 1 入社から退社までの経緯
 - 2 退職後の状況
 - 3 レッド・ページによる解雇か
- 第9 人権侵害性の判断
 - 1 申立人らの人権
 - 2 占領下の人権侵害と日本政府の責任
 - 3 被害の深刻性
 - 4 申立人らと使用者との合意ないし和解について
 - 5 日本政府以外の地方公共団体の責任
 - 6 アメリカ政府の責任について
 - 7 レッド・ページの法律による救済例
 - 8 結論
- 第10 まとめ

※本勸告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

【凡 例】

- ・ GHQ : 連合国最高司令官総司令部 (General Headquarter of the Supreme Comander for the Allied Powers, GHQ / SCAP)
- ・ 解雇等 : 解雇, 免職処分又は休職処分 (休職期間満了による当然退官) を総称する。
- ・ 三宅『レッド・ページ』 : 三宅明正『レッド・ページとは何か―日本占領の影―』 (大月書店, 1994年)
- ・ 平田『史的究明』 : 平田哲男『レッド・ページの史的究明』 (新日本出版社, 2002年)
- ・ 明神論文①～④ :
 - ① 明神勲「教員レッド・ページ裁判の検討(一)」釧路論集第12号(1980年)
 - ② 明神勲「教員レッド・ページ裁判の検討(二)」釧路論集第13号(1981年)
 - ③ 明神勲「教員レッド・ページの被追放者数をめぐって」北海道教育大学紀要・教育科学編第38巻第2号(1988年)
 - ④ 明神勲「教職員レッド・ページ概要ノート(その6)」北海道教育大学紀要・教育科学編第55巻第2号(2005年)
- ・ 『資料労働運動史・昭24』 : 労働省編『資料労働運動史・昭和24年』 1951年・労務行政研究所
- ・ 『資料労働運動史・昭25』 : 労働省編『資料労働運動史・昭和25年』 1952年・労務行政研究所
- ・ 『日本労働年鑑・23集』 : 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・第23集』 1950年・時事通信社
- ・ 『日本労働年鑑・24集』 : 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・第24集』 1951年・時事通信社

第1 申立ての概要及び調査の経過

1 申立ての趣旨

日本政府は、申立人らに対する解雇等のレッド・パージが憲法や国際条約に違反した弾圧であったことを認め、特別法を制定して、犠牲者の名誉回復と正当な国家賠償を行うこと。

アメリカ政府は、レッド・パージに関するマッカーサー司令官の声明、命令書簡の全ての無効を宣言し、今後このような反民主主義的、反人権的な政策、行為を行わないことを世界に誓約すること。

2 申立ての理由と解雇者側の回答

申立人らに対する下記の解雇等は、いずれも申立人らが共産党員ないし共産党同調者であることを理由としたものである。これは、特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いとして、思想・良心の自由、法の下での平等等に違反する人権侵害である。

(1) 日発及び関東配電関係

ア 申立ての理由

申立人A 1, 申立人A 2, 申立人A 3, 申立人A 4, 申立人A 5, 申立人A 6, 申立人A 7, 申立人A 8, 申立人A 9, 申立人A 10, 申立人A 11, 申立人A 12, 申立人A 13, 申立人A 14, 申立人A 15, 申立人A 16, 申立人A 17, 申立人A 18, 申立人A 19は、いずれも日本発送電株式会社（以下「日発」という）ないし関東配電株式会社（以下「関東配電」という。）に入社し、勤務し、日本電機産業労働組合（以下「電産」という。）の一員として活動をしてきた（以上、19名の電産関係の申立人らについて、以下「電産関係申立人ら」という。）。

ところが、日発及び関東配電は、1950年8月26日、電産関係申立人らに対し理由を一切示さずに解雇を通告した。これは思想を理由とした解雇であり、いわゆるレッド・パージである。

レッド・パージは、国民の思想・良心の自由を保障し、基本的人権の確立を明記している日本国憲法や、世界人権宣言に違反した不当な行為である。また、アメリカ占領軍や日本政府がポツダム宣言に忠実であるならば、企業がレッド・パージを強行することもあり得なかったことである。

しかし、政府や企業は、レッド・パージから半世紀を経た現在に至るまで、自己の重大な責任を認めず、レッド・パージされた者に対してなんらの救済策も講じてない。

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

よって、電産関係申立人らは、日本政府及びアメリカ政府に対し、申立の趣旨に記載のとおりのことを求める。

イ 解雇者側の回答

○株式会社に照会をしたところ、同社は、「本件解雇は関東配電株式会社及び日本発送電株式会社が実施したものであり、当社が実施したものではありません。また、関東配電株式会社及び日本発送電株式会社は昭和26年に既に解散しております。したがって、本件解雇に関しては、当社は当事者としての立場になく、また、関東配電株式会社及び日本発送電株式会社が解散して既に半世紀以上が経過していることから、当社として意見を申し上げることはできません。」と回答している。

(2) 日本国有鉄道関係

ア 申立ての理由

(ア) 申立人B1は1941年9月に日本国有鉄道に就職し、見習(試備)期間を経て、機関助士から機関士となり、小山機関区真岡機関支区に勤務していた。

しかるに1950年11月10日に「国鉄の機密を漏洩し、国鉄の運営を阻害した」との理由で解雇した。これは思想信条を理由とした解雇で、いわゆるレッド・パージである。

レッド・パージは思想・良心の自由を侵害する憲法違反のものであるところ、その無効を宣言し、申立人B1の名誉を回復する必要がある。またレッド・パージにより職を失い困窮した生活を送らざるを得なくなった。このような生活困窮について国に対し相当の補償をすることを求める。

(イ) 申立人B2は1940年10月に日本国有鉄道に就職し、駅手として川越線武蔵高萩駅で働くようになった。その後、国鉄教習所による研修を経て、熊谷駅で勤務していた。

しかるに1950年11月15日に具体的な理由を明らかにされることなく解雇を通告された。これは思想信条を理由とした解雇であり、いわゆるレッド・パージである。

レッド・パージは思想・良心の自由を侵害する憲法違反のものであるところ、その無効を宣言し、申立人B2の名誉を回復する必要がある。またレッド・パージにより職を失い困窮した生活を送らざるを得なくなった。このような生活困窮について国に対し相当の補償をすることを求める。

イ 解雇者側の回答

(ア) 解雇者側の現在までの組織変更

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

解雇者は、日本国有鉄道法に基づき1949年6月1日に発足した公共企業体である。それ以前は国営事業として運輸省鉄道総局が経営を担っていた。

その後、日本国有鉄道はいわゆる国鉄分割民営化によって、1987年4月1日、地域別の6つの旅客鉄道会社に分割された。また同時に日本国有鉄道は、固定資産売却益による長期債務償還や余剰人員の再就職促進などを行うことを目的として日本国有鉄道清算事業団に移行し、その業務にあたることになった。同事業団は1998年10月22日に解散となり、日本鉄道建設公団がその業務を引き継ぎ国鉄清算事業本部が組織された。その後、2003年10月1日独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にその業務が引き継がれて現在に至っている。

よって本件で問題となるのは独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び「小山機関区」「熊谷駅」を取り扱っているQ株式会社ということになる。

(イ) 解雇者側からの回答

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からは、①申立人B1が1941年9月1日に小山機関区庫内手として試傭され、1950年8月1日まで勤務していたとの記録はあるが、退職発令の記録はないとのことである。また解雇の理由、またその解雇について外部からの指示があったかどうか、などについては不明であるという回答であった。また②申立人B2が1940年10月21日に武蔵高萩駅の駅手として試傭され、その後、熊谷駅改札掛として勤務していたとの記録はあるが、1950年10月31日に解雇されたこと、またその解雇理由、その解雇について外部から指示があったかなどについては不明であるという回答であった。

他方Q株式会社からは「Q株式会社は関連法に基づき、日本国有鉄道とは別個の企業体として発足し、その社員は新規採用したものであるのであって、日本国有鉄道の使用者たる地位は承継していないとの回答がなされている。

(3) 中央气象台関係

ア 申立ての理由

申立人Cは1946年中央气象台（その後、1956年7月1日、中央气象台は気象庁に昇格した。）有線通信課に技術職員として採用され、1950年には気象通信所に勤務していた。

しかるに1950年11月7日、免職通知により解雇された。その辞令

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

書では「共産主義の同調者で公務上の機密を漏洩し公務の正常な運営を阻害する等秩序をみだる虞れがあり公務員として適格を欠く」とされていた。

レッド・パージは思想・良心の自由を侵害する憲法違反のものであるところ、その無効を宣言し、申立人Cの名誉を回復する必要がある。またレッド・パージにより職を失い困窮した生活を送らざるを得なくなった。このような生活困窮について国に対し相当の賠償をすることを求める。

イ 解雇者側の回答

気象庁（元「中央气象台」）に対する照会の回答では、申立人Cは1946年4月2日に雇用され、雇用の終了した日は1950年11月2日であるとされている。

また、申立人Cの退官の理由については、「本人から提出された退官願には、「今度家事の都合により退官したいので御願い致します」となっています」と回答している。

そして、申立人Cが「共産主義の同調者で公務員として適格を欠くものと認める」として免職された旨を主張していることについて照会したところ、「事実関係の確認はできません」との回答がなされた。

そして、気象庁からは、退職に至るまでの手続について、「所定の手続により行ったものと判断されます」との回答がなされており、気象庁としては適法に依願免職となったと理解しているとのことであった。

(4) 都立高校関係

ア 申立ての理由

申立人Fは、1943年10月1日から都立U1高等学校（就職時は都立U2高等女学校）に勤務していた。

ところが、1950年2月13日、突然、学校長より解雇を言い渡された。いわゆる「レッド・パージ」である。

思想信条の自由は憲法で保障されているのに、その思想信条を理由に、解雇され働く場を奪われたのは違憲・違法である。

そこで、人権救済を申し立てる。

イ 解雇者側の回答

東京都教育委員会は、当連合会からの照会に対し、申立人Fの履歴書がないため、東京都に任用された年月日、東京都に解雇されたまたは退職した年月日、本件解雇の告知の有無、解雇の理由、解雇の背景事情、解雇に対する今後の対応予定について、いずれも不明と回答した（2008年3月7日付け回答）。

(5) V 2 株式会社関係

ア 申立ての理由

申立人Dは1946年1月8日にV1株式会社（1950年12月からV2株式会社）に入社し、勤務していたが、1950年7月27日、なんら理由を示されることなく突然解雇を言い渡された。いわゆるレッド・ページである。

レッド・ページは思想・良心の自由を侵害する憲法違反そのものであるところ、その無効を宣言し、申立人Dの名誉を回復する必要がある。またレッド・ページにより職を失い困窮した生活を送らざるを得なくなった。このような生活困窮について国に対し相当の賠償をすることを求める。

イ 解雇者側の回答

V2工業株式会社を合併したV3株式会社からは、合併前後の資料は保管しておらず、関係者も在籍していないため、事実関係を把握できない、との回答がなされている。

(6) Z 1 株式会社関係

ア 申立ての理由

申立人Eは1946年Z1株式会社亀戸工場に入社し庶務課給与係として勤務していた。1950年6月ころ、大量解雇があったので、活動を支えるため同年8月に共産党に入党した。そして亀戸工場の門前で申立人Eがレッド・ページに関するビラを配布したところ、工具課に配転された。その後、上司から「党员名簿に載っているのだから、これ以上かばいきれない」と言われた。申立人Eは1950年10月末に解雇された。いわゆるレッド・ページによる退職である。

レッド・ページは思想・良心の自由を侵害する憲法違反のものであるところ、その無効を宣言し、申立人Eの名誉を回復する必要がある。またレッド・ページにより職を失い困窮した生活を送らざるを得なくなった。このような生活困窮について国に対し相当の賠償をすることを求める。

イ 解雇者側の回答

Z1株式会社の労政人事部からは①申立人Eについての「業務上都合」によるとは「リストラ等企業の合理的運営上の必要性による解雇」が実施されたときの記載表現で、これがレッド・ページによるのか否か不明。②退職理由の記載は当社の自主判断で、日本経営者団体の指導に基づいたものではない。③レッド・ページによる解雇かは不明であり、仮にレッド・ページによるものであったとしても、連合国最高司令官の命令によるから、

当社が名誉回復を図るべきものではない、という回答であった。

第2 レッド・パージの歴史的経過と政府の対応

1 本件の論点とレッド・パージの経過

(1) 本件においてレッド・パージの歴史的経過を再確認する意義と必要性

本件は、レッド・パージによる解雇等の人権侵害について、国に対してその救済措置を求める申立事件である。

「レッド・パージ」とは、戦後占領下の日本において、GHQの指示や意向を受けて1950年後半を中心に行われた、共産党員及びその同調者の公職や企業からの追放である、というのが一般的な理解の共通部分といえよう。

しかし、本件においては国の責任が求められており、日本政府のレッド・パージについての責任根拠をどう考えるべきかという問題がある。また、本件申立人の中には1950年2月に免職等を受けた者も含まれるが、この時期の申立人に対する免職等がレッド・パージと言えるかというもう一つの問題がある。

そこで、これらの点を明らかにするためには、1949年段階からの共産党員等の追放がどのように行われたのかを、現在のレッド・パージ研究水準を踏まえて確認し、その歴史的経緯の中に申立人らの解雇等を位置づける必要がある。それは同時に、1949年から1950年にかけてのレッド・パージ全体の中で、日本政府自身が、単にGHQの指示・指令に従ったというにとどまらず、GHQの意向を受けつつ、あるいはGHQと共同して、日本政府自身の反共政策に基づく積極的な選択を行い、これを遂行したという部分が、相当に重要な位置を占めていたことを明確にすることにもなる。

そこで、以下本節では、これらの点を明らかにするため、多少長文になるが、レッド・パージの歴史的経過を記述することにする。

(2) 1949年から1950年前半までのレッド・パージの問題点

典型的かつ明瞭なレッド・パージとしては、1950年5月3日に連合国最高司令官マッカーサーが、日本共産党を破壊的活動を行う政党として公然と非難し、断固たる措置をとる等との声明を発し、同年6月以降共産党中央委員の公職追放、アカハタの発行停止等を吉田首相宛書簡で次々と指令し、日本政府もこれを推進して、その後公務や民間企業から大量の共産党員、同調者等が追放されていった過程が、その中心をなすものであり、また、共産党員ないしその同調者であるがゆえの追放であったことが史実としても明瞭である。

※本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

しかし、今日のレッド・ページ研究においては、その前の1949年の行政整理・企業整備といわれる行政機関・民間企業の大規模な人員整理の中で、レッド・ページはすでに開始されていたと見るのが、むしろ一般である。ただ、1949年段階においては、1950年のマッカーサーの声明や指令及びこれを受けた政府の措置等に比べれば過渡的性格を有し、また、共産党員等だけを対象にしたものではない大量の人員整理の中に入れて行われた等のため、当該解雇等がレッド・ページとして行われたものかどうか、一義的に明らかとは限らないという問題がある。

本件の申立人Fは、1950年2月に教育機関から免職の措置により追放されたというケースである。したがって、その免職等のレッド・ページとしての人権侵害性を判断するためには、1949年段階の政治・経済状況とそこでのGHQや日本政府の対共産党政策を踏まえ、行政整理・企業整備などのレッド・ページとしての意図と性格を確認しながら、その過程の中に本件免職等を位置づけてその性格を明らかにする必要がある。

それは同時に、日本政府がレッド・ページの初期の段階から、これに積極的に関わり、推進する役割を果たしていたことを明確にすることにもなる。

2 レッド・ページの全体像

(1) レッド・ページの全体像と段階

今日の研究では、レッド・ページを1949年の行政整理・企業整備の中で行われた共産党員等の職場からの追放も含めて捉えるのが一般であるが、その代表的なものとして次の捉え方がある。

ア 明神論文①（95頁）

1949年の行政整理・企業整備と1950年のレッド・ページの間には、教員のレッド・ページが位置する。行政整理・企業整備が事実上のレッド・ページをその内に含んだ人員整理と特徴づけられるのに対し、教員レッド・ページは事実上のレッド・ページと特徴づけることができる、とする。

イ 三宅『レッド・ページ』（26～46頁）

1950年夏以降のレッド・ページに先立って、1948年末から50年にかけてまず軍関係で公然と、ついで行政整理・企業再建整備の中では暗黙裡に、そして教員に対しては半ば公然とかつ組織的に、レッド・ページが行われたとし、早い時期からの米軍雇用労働者関係のものを付加している。

ウ 平田『史的究明』（21～22頁）

※本報告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

- ・ 第1段階—1949年4月行政機関職員定員法制定に始まる行政整理、及び経済安定九原則等に基づく企業整備において、一般的な人員整理の中に含めて行われたパージ。
- ・ 第2段階—1949年9月から1950年春にかけて、共産党員等を狙い撃ちにした公立学校教員のパージで、大学教員のパージもこの段階に含めることができる。
- ・ 第3段階—マッカーサー書簡に基づく1950年7月のマスコミ関係から同年11月まで行われた、広範囲の直接的なレッド・パージ。

(2) レッド・パージの結果の概要

以上のようなレッド・パージによって、公務や企業から追放された共産党員やその同調者の人数は、とくに企業整備による部分が把握しにくいことから特定が難しいが、少なくとも3万人前後には及んだといえることができる。

その内訳の概要は、次のとおりである。

ア 行政整理では、国家公務員14万6657人(うち国鉄9万4312人)、地方公務員9284人の合計15万5941人が人員整理の対象とされ、そのうち共産党員・同調者は、国家公務員9280人(うち国鉄2591人)、地方公務員1650人と集計されている(諸資料の平田『史的究明』44頁のまとめによる)。

企業整備では、主な企業43社で5万7725人が人員整理の対象とされ、うち共産党員2616人、同調者529人(実施期間は1949年2月～50年9月)という統計がある(『資料労働運動史・昭25』1079頁)。なお、1949年2月から12月までの企業整備対象人員は、同年7～9月をピークに8814事業所43万5466人というデータがあり(労働省編『労働行政史・第2巻』1969年・労働法令協会509頁)、そのうち約2万人程度は共産党員・同調者だった可能性がある。

イ 教員のパージにおいて、辞職勧告を受けた教員は総計約1200人とされる(明神論文③36～47頁、三宅『レッド・パージ』38頁)。

ウ 1950年のレッド・パージにおいては、民間1万1893人、公務員1177人の合計1万3070人以上とまとめられている(三宅『レッド・パージ』6～12頁)。

(3) レッド・パージの戦後史における位置づけ

以下では、歴史的経過を追って、レッド・パージの具体的内容と特質を述べるが、その前に、これを鳥瞰するため、著名な政治学者がレッド・パージの時代に近接する時期に著した代表的著作を引用しておく(岡義武編著『現

代日本の政治過程』（岩波書店，1956）所収の岡義武執筆部分「現代日本政治における外圧・反応」16～34頁）。

「日本の非軍事化および民主化を目標とした以上の初期占領政策は、客観的にはある程度において進歩的意義をもったものであり、その限りにおいてこの時期の占領軍は解放軍的役割を荷っていたといえることができる。占領政策の直接的および間接的結果としてもたらされた変革を当時の世上では一括してしばしば『民主革命』の名でよんだのも亦、それを物語るものである。……けれども、占領政策はその後やがて徐々に修正され出すようになった。その原因の一つは、戦後世界政治の変動の中に求めることができる。第二次世界戦争下においてアメリカ、イギリスとソ連邦との間にはすでに鋭い反目がしばしば露呈したが、それは戦後には米ソ両国の対立に集中的に表現された形で発展するにいたり、しかも、急激に深刻の度を加えるばかりでなく、その対立面は地域的にも拡大することになった。……つぎに第二の原因は、以上のことと関連する。戦後わが国には労働者運動が急激に高揚をみることになったが、これは一つには、前述のように占領軍による日本民主化の諸措置によって助成されたものであるが、なお一つには戦後のわが国の経済情勢によって大きく助けられたのであった。すなわち、戦後わが国内に現出するにいたった烈しいインフレーションは勤労大衆の生活を甚だしい逼迫に陥れるにいたり、そのことは労働組合の広汎かつ急速な結成に拍車をかけることになった。しかもこのような経済情勢の中にあって進展する組合運動は急進的色彩を帯びることになり、それにともない組合運動に対して共産党が大きな指導力または影響力を獲得することになった。……労働者運動が示すにいたった以上のような様相は、支配層を恐怖させたばかりではない。アメリカの占領政策も亦次第に反共的方向をあらわにすることになった。」

その後この方向性のもと、1947年から1949年にかけて、2. 1ゼネスト禁止命令、政令201号制定、団体等規正令の制定などによる労働運動や共産主義に対する規制が導入され、それと並行して日本経済の早期自立を目的とした経済九原則やドッジ・プランに基づくデフレ政策が強力に推進された。

ドッジ・プラン等の遂行のための施策として1949年に行われた大量の人員整理が、公的機関における行政整理と民間における企業整備であるが、この「政府、民間を通じてなされた減員にあたっては、共産党系の労働組合員の解雇がこの機会をとらえて行われた。……行政整理と企業整備との進行はかくして組合運動における共産主義勢力の大幅退潮をもたらすことにな

った。」

「以上のようにして、共産党は次第に困難な局面に陥ることになったが、昭和25年1月コミンフォルム機関紙に同党中央委員野坂参三の理論に対する批判が掲載されたことを契機として党内には一旦動揺が生じ、国際派、主流派という分裂的対立が生れ、党の行動力はこれがために一旦少なからず弱められた。それにもかかわらず、しかし、共産党の勢力はなお無視しがたいものがあつた。このような中で、同年〔1950年—引用者注〕5月3日の憲法記念日にマッカーサー元帥はメッセージを發し、……翌6月に吉田首相に書翰を送り、……24名の日本共産党中央委員全部を公職から追放するように指令した〔これらのメッセージ・書翰の内容は後述—引用者注〕。そして、つづいて共産党機関誌『アカハタ』編集幹部17名の追放、『アカハタ』の30日間の発行停止、ついでその無期発行停止を指令するにいたつた。その後法務府特別審査局（『特審局』）は団体等規正令によって共産党系の全国労働組合連絡協議会（『全労連』）中央本部の解散を命じ中央本部を構成する幹部12名を同政令にもとづいて公職から追放した（8月）。しかも、マッカーサー元帥の以上の諸指令は、総司令部の意向に従つて新聞社、通信社、放送局、民間企業において広汎な『レッド・ページ』を行わせる端緒となつたのである。そして、ついで政府もまた、政府機関、公共企業体、地方自治体および学校教職員に関して『レッド・ページ』を行うことを決定し、11月これを実施した。『レッド・ページ』は総司令部との連絡の下にこのように大規模な形において実現をみたのである。

世界政治における米ソ対立の激化を背景として、アメリカは以上のようにその占領政策を大きく修正し、そして、それにつれてわが国支配層に次第に接近し、ひとり共産主義勢力といわずひろく労働者階級に対する関係において支配層に支持を与えるにいたつたのである。」

3 レッド・ページに至る歴史経過

(1) 戦後の日本共産党の活動再開と労働運動の高揚

ア 1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、同年9月2日、降伏文書に調印した。日本の占領政策を担つたGHQは、占領の当初は軍国主義者の公職追放など軍国主義を廃し、婦人解放、労働組合結成奨励、学校教育民主化その他の民主化政策を推進した。同年10月10日には治安維持法下で拘束されていた日本共産党の幹部ら政治犯約3000人が釈放され、同党の社会的・政治的活動が公然と開始され、同年12月には第4回大会（再建大会）が開催された。

なお、この間の同年10月、GHQから憲法改正が政府に示唆され、憲法改正作業が開始されるが、翌1946年2月には天皇の地位、戦争の放棄、封建制度の廃止等を原則とするマッカーサー草案がまとめられ、その後日本政府案が作成されて、国会で審議の後同年11月3日に公布されるに至った。

イ 敗戦後の日本国民は、食糧不足と激しいインフレによる生活の逼迫を強いられていた。その中で、労働組合の結成が急速に進み、やがて労働運動が急進的色彩を帯びる過程で、日本共産党が次第に大きな指導力・影響力を獲得していくこととなり、1946年4月に行われた衆議院議員総選挙では5議席を得るに至った。

このような労働運動と共産党の影響力の広がりに対して、アメリカの占領政策には早くも方針転換が現れ始めた。たとえば同年5月19日にいわゆる「食糧メーデー」が皇居前広場に20万人を集めて開催され、大示威行進、首相官邸包囲がなされる等の事態に対し、マッカーサーは翌20日「暴民デモを許さない」旨の声明を発表して、労働運動に対する批判的態度を明らかにし始めている（吉田茂『回想十年 第二巻』（新潮社、1957）264頁参照）。

しかしその後も労働運動は高揚を続け、同年8月にはまず日本労働総同盟（総同盟）が、続いて共産党色の強いとされる全日本産業別労働組合会議（産別会議）も結成され、同月以降、国有鉄道労働組合総連合会（国鉄総連合）や日本海員組合の争議、産別会議の「10月攻勢」、全官公庁労働組合連絡協議会（全官公）の共同闘争などが続き、それはやがて吉田内閣打倒を標榜する政治的色彩をも濃くしつつ、翌1947年2月1日のゼネストへと向かうこととなった。

(2) 対日占領政策の転換—反共の防壁

ア このような労働運動の高揚と共産党の影響力の拡大に対し、政府もGHQも対決姿勢を明確にし、1947年1月吉田首相はその年頭所感においてこれらを「不逞の輩」と非難し、「彼らの行動を排撃せざるを得ない」と述べ（吉田・前掲書266～267頁参照）、そして2.1ゼネストに対して、1月31日マッカーサーは中止指令を発するとともに、その声明において、「かくも致命的な社会的武器を用いることを許し得ない」としたのであった。このゼネスト中止によって、労働運動も混迷を余儀なくされ、その後、全逓信労働組合を中心とする官公労働者のストライキの実施とその禁止命令という経過を経て、1948年7月31日、芦田首相宛の

マッカーサー書簡に基づき、公務員の団体交渉権・争議権を否定した政令201号が公布・施行されるに至るのである。

なお、その後この政令201号を受けて、同年11月国家公務員法改正、同年12月日本専売公社法・日本国有鉄道法・公共企業体労働関係法の制定（専売・国鉄を公社化し、職員の団体交渉権は認めるが争議権を否定するもの）、1950年12月地方公務員法制定と、公務員・公共企業体の団体行動権制限法制が整備されていくことになる。

イ このようなアメリカの対日政策の変更は、国際情勢の反映でもあった。すなわち、すでに第2次世界大戦中からアメリカ・イギリスとソ連との間には反目が露呈していたが、1946年3月のイギリス首相チャーチルの鉄のカーテン演説でその対立関係は公然たるものとなり、1947年には、3月のトルーマン・ドクトリン（共産主義封じ込め政策）、6月のマーシャルプラン（ヨーロッパ復興計画）発表により、アメリカの対共産主義政策が明確化される。他方、同年10月にはソ連を中心にコミンフォルム（欧州共産党情報局）が設置され、1948年4月にソ連のベルリン封鎖、8月には朝鮮民主主義人民共和国樹立など、共産圏が形成され、その後、1949年4月北大西洋条約機構（NATO）発足、同年10月中華人民共和国成立、ドイツ民主共和国成立など、東西冷戦体制が強固に形成されていくことになる。

その過程で、1948年1月には、アメリカのロイヤル陸軍長官が「日本を自立化させ、極東における全体主義的脅威（共産主義）に対する防壁とする」旨を述べたが（同月8日付け朝日新聞）、これはアメリカの対日政策の基本を明確に表現したものであった。その後同年7月前記政令201号の制定後、GHQの経済・労働政策は、同年11月の賃金三原則、12月の経済安定九原則で賃金・物価・金融抑制等による日本の自立復興を求めるものとして明確化され、その具体化として翌1949年3月のドッジラインの発表によりインフレ抑制策（デフレ政策）が徹底されることとなった。このため、中小企業における解雇、賃金遅配、倒産などが相次ぎ、大企業においても合理化が推進された。これが、官公労働者に対する行政整理、民間企業における企業整備として、大規模な人員整理へと展開していくことになる。

レッド・ページはまず、その人員整理の中で行われていく。

4 行政整理・企業整備の中でのレッド・ページ

(1) 第三次吉田内閣の反共政策

前記のようなアメリカの対日政策の転換の中で、日本側においても、労働運動の高まりと共産党・共産主義の拡大を抑圧する強硬な方針が検討され、実施されていくことになる。

1949年1月の衆議院議員総選挙では、日本共産党が一举に躍進して35議席を獲得した。これに対し、2月16日成立した第三次吉田内閣の就任談話において吉田首相は、経済安定九原則の忠実な実行と反共・治安対策を内閣の基本方針にすえることを宣言した。具体的には、アメリカの非米活動委員会に類した「非日活動委員会」の設置、共産党の違法な反税闘争排除の方策立案、教員の共産主義的活動の取締り、行政整理の断行などを挙げている（同月17日付け朝日新聞・読売新聞）。

(2) 団体等規正令の制定

1949年4月4日、勅令第101号「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件」を改正し、団体等規正令が公布され、即日施行された。同規正令は、新たに目的規定を設け、「秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような行為を禁止する」ことを規定した。すなわち、「反民主主義的な団体」を追加したことが眼目であり、これについて吉田首相は回想録の中で、「政治団体たる共産党そのものを対象とする」ものであると述べている（吉田・前掲書272頁）。この改正は、法務府特別審査局（特審局）の吉河局長とGHQ民政局（GS）公職課長ネピアとの間での検討を経た上で行われたものであり（GHQ/SCAP Records GS(A)-00666, 明神論文④173頁）、占領政策の規制の対象が、軍国主義者から共産主義者へと転換する転機となったものであった。

当時共産党は、団体等規正令に反対の立場をとってはいたが、他方で一般党員の氏名等の届出には応じるという態度をとっていた。その結果1950年3月現在で10万8692名の党員が特審局に届出された。この届出が、レッド・ページの対象者を選定する際に利用されたといわれている。

(3) GHQの反共政策の表明

ア 1949年5月3日、マッカーサーは日本国憲法施行2周年記念日に当たり、日本国民に寄せたメッセージの中で、「人間の英知にそむき個人の尊厳を冒し、個人の自由を抑圧するもろもろの概念が破壊的な力をもって侵入することを不断に警戒し、もって公共の利益の擁護に当ることを切に要望する」と述べ、共産主義に対する警戒を呼びかけた（同日付け朝日新聞・読売新聞）。